

【タイトル】

空港での黄熱予防接種の強要された場合の対策

【本文】

在留邦人の皆様

先般お知らせしました黄熱（病）予防接種証明書の提示に関して、仮に当国空港において入国時に旅券や搭乗券などにより感染国を経由していない旨を明確に申し出ても、なお黄熱予防接種を強要されるような場合は、その場で検疫職員に対し、日本大使館へ連絡を取るよう申し出て下さい（TEL：+258-21-499-819）。

なお、予防接種により副作用（下記参照）が生じる可能性のある方は、渡航前に本邦の検疫所で問診を受け、接種できない方に発行される禁忌証明書を携帯されることをお勧めします。

記

黄熱ワクチン副作用（厚生労働省検疫所 HP より抜粋）

■原則として生後9か月以上に接種を行います。年齢の上限はありませんが、65歳以上では副反応発生リスクが高まるので、注意が必要です。

■重大な副作用として3種類があります。

1) ショック、蕁麻疹、喘息様症状、呼吸困難などの症状が現れることがあります。接種後30分以内に重症化することがあります。

2) 脳炎

20万人に1人程度の割合で脳炎が起きる事があります。

3) 熱性多臓器不全

40万人に1人程度の割合で、2～5日目に疲労、筋肉痛、頭痛を伴う発熱が現れ、呼吸不全、肝機能障害などが急速に進行し多臓器不全に至ることがあります。

■以下のような場合は接種できません。

○卵、鶏肉、ゼラチン、豚肉を食べて重篤なアレルギー症状が出たことがある人。

○9ヶ月未満の乳児

接種後に脳炎を起こす可能性がありますので接種できません。

○妊娠中の方

黄熱流行地域への渡航を避けるか延期をご検討ください。またワクチンによる胎児への影響も否定できませんので、接種を避けて下さい。また、接種後2ヶ月の避妊が必要とさ

れています。

○免疫が低下した状態、あるいは免疫を抑制する治療を行っている場合

また、黄熱は生ワクチンなので、体の免疫がつかないとワクチンに含まれる黄熱ウイルスが増殖して、副反応が出やすくなる可能性があります。

◇HIV 感染症、その他免疫に影響する疾患

◇ステロイドのような免疫を抑制する薬を内服している場合

◇癌や白血病などで抗癌剤治療や放射線治療を行っている場合

◇胸腺摘出や重症筋無力症などの胸腺関連疾患の場合

◇65 才以上で、風邪にかかりやすいなどの免疫が低下している場合

■授乳を介して新生児に悪影響をおよぼした報告はありませんが、悪影響がでる可能性も否定できません。1 ヶ月程度授乳を避けることをお勧めします。

＊日本の検疫所では、接種できない方には禁忌証明書が発行されています。その必要性など事前に渡航先国の大使館・領事館に確認ください。

参考

以下 HP の（Q 9～Q 1 1）もご一読下さい。

<http://www.forth.go.jp/keneki/tokyo/20120601%20kaigaitokouQ&A%203.htm>